

## 別添資料5－5 廃棄物収集・管理等及び害虫防除に係る要求水準

### (1) 廃棄物収集に係る要求水準

| 項 目    | 要 求 水 準   |
|--------|---|
| 廃棄物の収集 | <p>以下に基づき、日常清掃実施時に廃棄物の収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各階のごみ置場及び共用部分でごみ収集の対象となる室等に、適切に分別収集できるよう、ごみ容器を設置するとともに、ここに廃棄された廃棄物を収集してごみ保管庫に集積する。なお、ごみ容器内には収集用のビニール袋を敷き込み、ごみ容器の衛生環境を確保する。</li> <li>・各階のごみ置場のごみ容器を定期的に確認し、職員、来庁者が當時廃棄出来る状態を維持する。</li> <li>・毎月、廃棄物の種別毎に、入居官署が排出する廃棄物については入居官署合計を計量し、共用部、外構等の部分の廃棄物量と合わせて本施設等全体の廃棄物量の把握を行うとともに、関係法令に係る必要書類の作成を行う。</li> </ul> |

### (2) 廃棄物管理に係る要求水準

| 項 目                         | 要 求 水 準   |
|-----------------------------|---|
| 事業系一般廃棄物                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ保管庫に集積された廃棄物が蓄積しないよう管理を行う。</li> <li>・ごみ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ごみ容器及びごみ保管庫内の衛生環境を確保する。</li> <li>・廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、適正に管理を行う。</li> <li>・集積量がごみ保管庫の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに国に報告する。</li> <li>・上記のごみ容器は業務要求水準書第5章第3節. 2. (2)に基づき調達するものを設置する。</li> </ul> |
| 資源化可能な古紙類（段ボール、新聞、雑誌、紙パック等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化可能な古紙類とその他可燃ごみと分別し、集積された資源化可能な古紙類が散乱しないよう管理を行う。</li> <li>・資源化可能な古紙類の集積量が収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに国に報告する。</li> </ul>  |
| 産業廃棄物                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ保管庫に集積された廃棄物が蓄積しないよう管理を行う。</li> <li>・ごみ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ごみ容器及びごみ保管庫内の衛生環境を確保する。</li> <li>・廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、適正に管理を行う。</li> <li>・集積量がごみ保管庫の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに国に報告する。</li> <li>・上記のごみ容器は業務要求水準書第5章第3節. 2. (2)に基づき調達するものを設置する。</li> </ul> |

※入居官署が排出する事業系一般廃棄物、産業廃棄物は、入居官署が運搬・処理業者と契約を行なう。

### (3) 害虫防除に係る要求水準

| 項 目  | 要 求 水 準  |
|------|--|
| 害虫防除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねずみ、昆虫等の発生の予防及び駆除を行い、衛生的な環境を維持する。</li> </ul> |